

5. 市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み

5-1. 基本的方向性と取り組みの概要

1) 基本的方向性

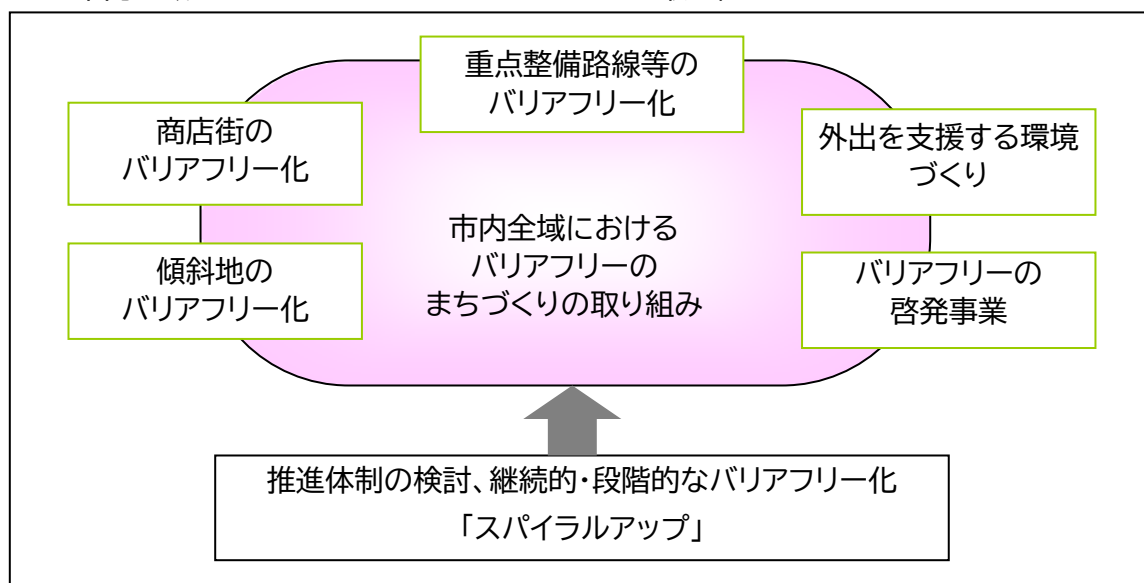
市内全域のバリアフリー化を実現するためには、重点整備地区以外の主要な道路における「重点整備路線等のバリアフリー化」や、「商店街のバリアフリー化」、「傾斜地のバリアフリー化」など地域特性に応じたバリアの改善、「外出を支援する環境づくり」、「バリアフリーの啓発事業」による情報面のバリアや意識上のバリアの改善の取り組みが必要です。

地域特性に応じたバリアの改善については、商店街や傾斜地における公共公益的施設や店舗・事業所などの民間施設のバリアフリー化とあわせて、バリアフリー化された道路のネットワークを形成することで外出しやすい環境づくりに取り組み、市内全域のバリアフリー化を効果的に推進します。

また、バリアフリー化された施設の情報や、ハード面での整備を補完するためのバリアフリー情報の提供による外出支援や、様々な心身機能の障がいとバリアを理解するための啓発活動を積極的に行うなど「心のバリアフリー」を推進することで、ハード面、ソフト面の総合的な視点に立ったバリアフリー化に取り組むことが重要です。

「重点整備路線等のバリアフリー化」及び「商店街や傾斜地のバリアフリー化」を推進するためには、市民の理解と協力が不可欠であり、「バリアフリーの啓発活動」も市民が主体的に行わなければ十分な効果を得ることはできません。こうした取り組みを推進するためには、庁内関連各課や市民、関連団体との連携を図りながら、バリアフリーの取り組み体制を確立し、検討を継続していくことが大切です。これにより、継続的・段階的なバリアフリー化の推進（スパイラルアップ）を行います。

○市内全域におけるバリアフリーのまちづくりの取り組み



2) 取り組みの概要

名 称	取り組みの概要
5-2. 重点整備路線等のバリアフリー化の取り組み	- 市内の主要幹線道路を対象としたバリアフリー化及び自転車対策の推進 - 東京外かく環状道路の周辺道路及び第四次事業化計画に伴う取り組みの推進
5-3. 外出を支援するための取り組み	- まちを歩きやすくする工夫で外出を支援する環境づくり - トイレ、子育て施設などバリアフリー情報のマップづくりによる外出を支援する環境づくりのための情報提供や、情報通信システムを利用した新たな取り組みによる、高齢者、障がい者など、すべての人がより使いやすい情報提供の検討
5-4. 傾斜地におけるバリアフリー化の取り組み	- 大沢、中原地区等、国分寺崖線沿いの急傾斜地における周辺地域と一体となったバリアフリーのまちづくり - ベンチのあるみちづくり整備事業
5-5. 商店街のバリアフリー化の取り組み	商業施設のバリアフリー化のみならず、商店街として一体的、連続的なバリアフリー化を進めるための施策の検討及び利用可能なトイレの案内など、買い物がしやすい環境整備の誘導
5-6. バリアフリーのまちづくりに関する啓発事業の取り組み	- 高齢者、障がい者など、すべての人との交流などを通して、市民、事業者、行政が「心のバリアフリー」を促進 「心のバリアフリー」に関する事業を市内共通の「教育啓発特定事業」（「学校連携教育事業」および「理解協力啓発事業」）として位置付け推進（4章4－6参照） 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の周知・啓発 - 園児及び児童、生徒と高齢者、障がい者などとの交流活動体験や道德の授業などを通じた啓発活動の推進
5-7. バリアフリー化の推進のための取り組み	- 市での取り組み体制の確立に向けて、推進体制の検討を行うと共に、継続的・段階的なバリアフリー化の推進（スパイラルアップ） - 高齢者、障がい者等の当事者参加によるインクルーシブな環境の整備の推進 - 例えばまち歩きワークショップなど市民等の積極的な参加によるバリアフリー点検・評価など、市民等との連携・協力

5-2. 重点整備路線等のバリアフリー化の取り組み

1) 重点整備路線と優先整備区間

前基本構想では、駅や市民センターを中心とした重点整備地区のバリアフリー化を進めてきたことに加え、鉄道駅が市域の端部に位置していることから、幹線道路として市民に多く利用されている主要な道路を「重点整備路線」と位置付け、バリアフリー化を重点的に進めてきました。

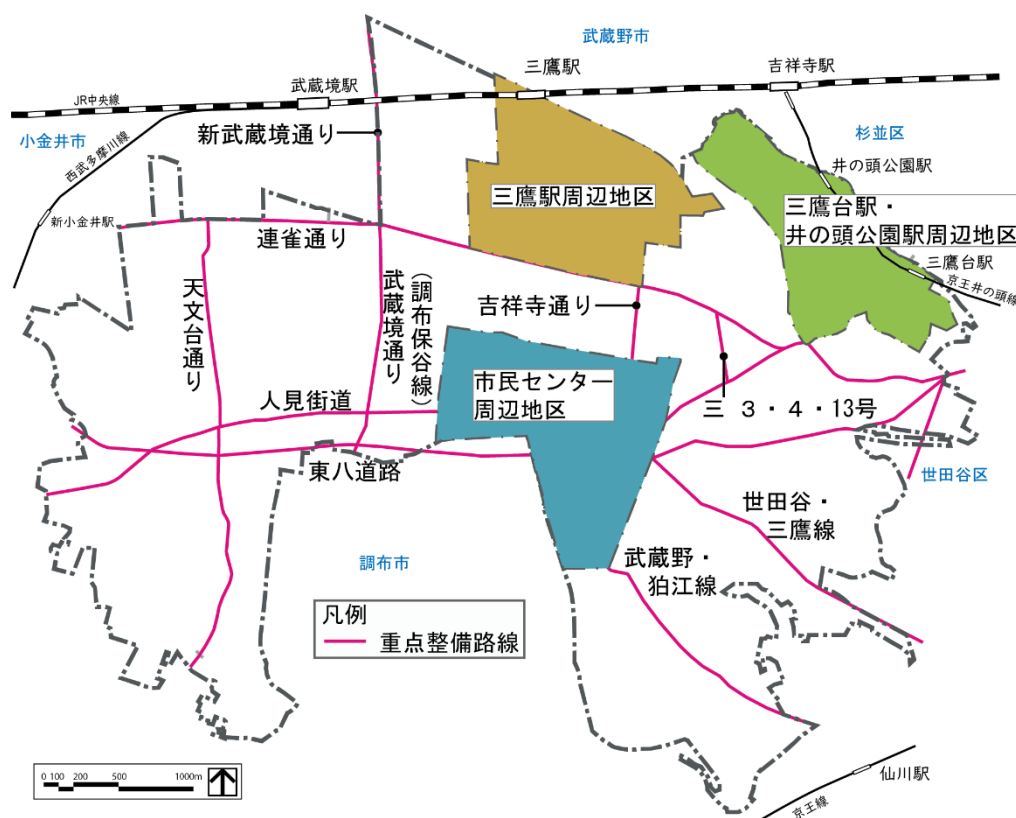
ただし、道路(歩道)の状況を考えると、全線全区間を整備目標年次までにバリアフリー化することは、事業規模や経済的な観点から困難です。そのため、これまでと同様に、以下の考え方により、整備を優先すべき区間を定め、整備の目標を示します。

なお、優先整備区間以外の区間においても、引き続き整備に努めます。

【優先整備区間の考え方】

- ・ 公共公益的施設が集積している区間
- ・ 交通事故多発区間
- ・ 歩道がないなど、交通安全上特に危険と思われる区間

○重点整備路線の位置



2)優先整備区間における整備目標

整備目標は概ね以下の通りとします。(計画期間:令和6年度～令和17年度)

- ・令和17年度までの目標:歩道上の障害物の除去、指導、歩道の拡幅、電柱の移設、既設のバリアフリー施設の適切な維持管理 など

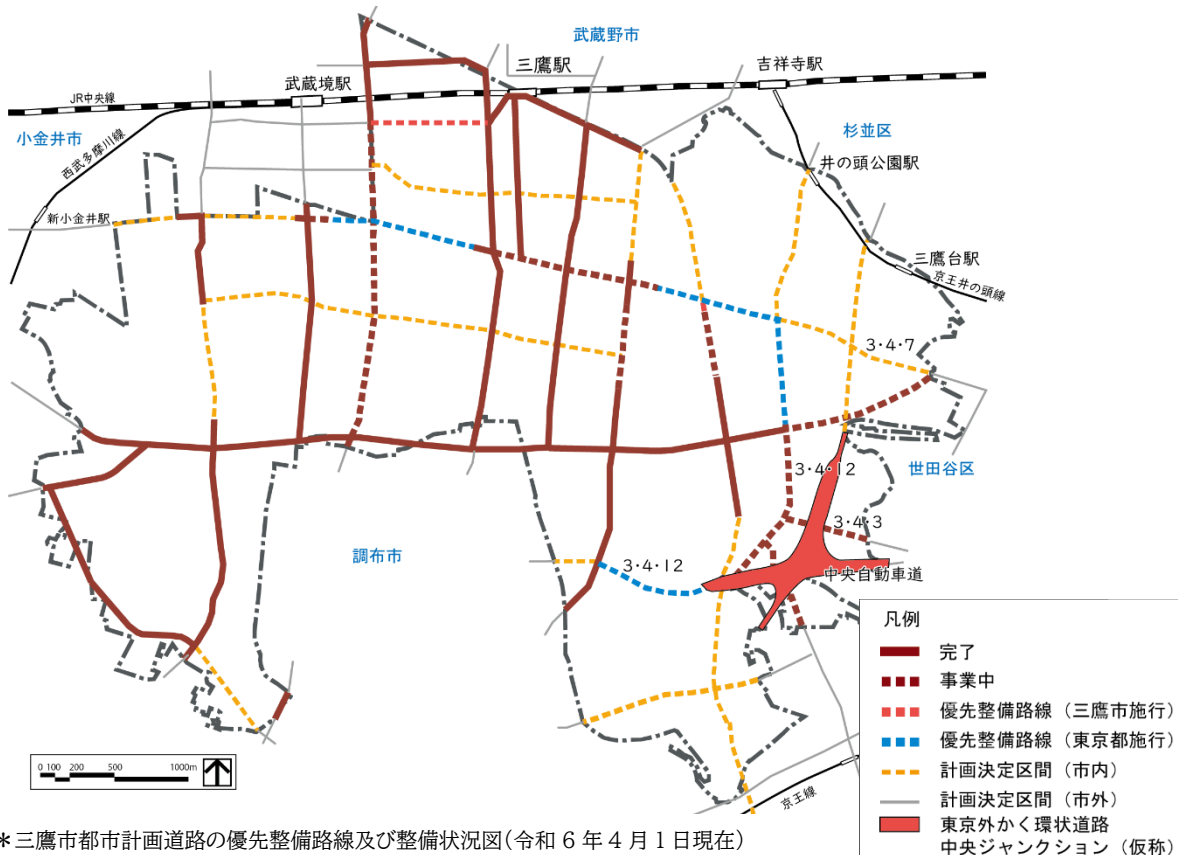
参考)前基本構想までの目標時期ごとの整備内容

- 平成15年度から平成19年度までの目標:歩道上の障害物の除去 など
- 平成20年度から平成22年度までの目標:電柱の移設 など
- 平成22年度から令和4年度までの目標:歩道上の障害物の除去、指導、歩道の拡幅、電柱の移設 など

3)東京外かく環状道路の周辺道路及び第四次事業化計画に伴う取り組み

東京外かく環状道路は、北野地域において中央自動車道と連絡するジャンクション、東八道路と接続するインターチェンジ等の設置が計画されています。東京外かく環状道路の整備にあわせ、インターチェンジ周辺の都市計画道路である三鷹3・4・11、三鷹3・4・3、三鷹3・4・7、三鷹3・4・12については、バリアフリーに配慮した道路の整備が予定されており、第四次事業化計画と合わせ、市内全域の道路のバリアフリー化が推進されます。

○都市計画道路の整備状況図



重点整備路線 整備区間及び整備内容【吉祥寺通り】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号)6都市基交著第 33 号

重点整備路線 整備区間及び整備内容【武蔵境通り(調布保谷線)】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号)6都市基交著第 33 号

重点整備路線 整備区間及び整備内容【人見街道】



重点整備路線 整備区間及び整備内容【東八道路】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。（承認番号）6都市基交著第 33 号

重点整備路線 整備区間及び整備内容【連雀通り】



重点整備路線 整備区間及び整備内容【三3・4・13号】



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)6都市基交著第 33 号